

<裏面もご覧下さい>

令和7年4月25日

新一年生の保護者の皆様へ

沖縄県立向陽高等学校長
(公印省略)

新一年生の奨学のための給付金（一部前倒支給）の手続きについて

（支給もれ防止のため、1年生全員に配布しております。ご了承下さい）

所得課税証明書の所得割額が非課税の世帯、及び生活保護受給世帯等を対象として

授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に、奨学のための給付金が支給されます。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や、授業料と相殺される就学支援金とは別の制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙の「（新入生用）奨学のための給付金のお知らせ」をよくお読みになり、申請書類等を本校事務室で受け取り、下記のとおり申請をお願いいたします。
（本校ホームページ→各部より→事務室→各種様式にも掲載してあります。遠隔地等の理由により事務室で受取が難しい方はこちらからも申請書類等を取得できます）

1. 給付対象者：①～③いずれかに該当する世帯

- ① （令和6年度）道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯（判断の方法は裏面参照）
- ② 生活保護受給世帯
- ③ 離職・離婚等の家計急変により①と同程度の収入と見込まれる世帯（別途申出下さい）

2. 提出書類・給付金受給申請書・課税証明書（生活保護世帯は生業扶助受給証明書）

・口座振込債権者登録申出書・通帳の写し・依頼書（該当者のみ提出）

3. 提出期限：令和7年5月12日（月）

4. 提出先：向陽高校事務室（平日 9：00～17：00）

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は4月1日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）
- (3) 親権者以外が保護者（生計負担者）となっている場合は事務室まで連絡下さい。

<問い合わせ先> 向陽高等学校 事務室 担当 玉城 098-998-9324

<沖縄県外に保護者等（生計維持者含む）全員が在住の方は申請できません>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

課税証明書の見方について(参考)

保護者(親権者)等の全員が非課税である必要があります。
(例)親権者が父母2名の場合は、2名ともに非課税の場合

下図のとおり

市民税所得割額 + 県民税所得割額 = 0円の場合は、

非課税世帯となり「奨学のための給付金」の対象になります。

令和6年度		市 県 民 税 課 税 証 明 書		総勢証第 号
住 所	沖縄県沖縄市越來 ●●● 00-00			
氏 名	沖縄 でいご	生 年 月 日	昭和 00年 00月 00日	
賦課開日の住所	沖縄県沖縄市越來 ●●● 00-00			

令和5年分 所得金額 (円)		所得控除金額 (円)		譲渡所得の有無		課税標準額																		
合 計	¥672,436	合 計		譲渡所得の有無	無																			
給与所得	¥672,436	所得控除の内訳		課税標準額	¥0																			
(給与収入)	¥0	× × × × ×																						
(年金収入)		× × × × ×																						
※以下余白※		× × × × ×																						
		× × × × ×																						
		× × × × ×																						
		配偶者		市 県 民 税 額 (円)																				
		扶 養																						
		障害者																						
		× ×																						
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">年税額</th> <th>¥0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">市民税額</td> <td>調整控除額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県民税額</td> <td>調整控除額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>¥0</td> </tr> </tbody> </table>				年税額		¥0	市民税額	調整控除額	¥0	所得割額	¥0	均等割額	¥0	県民税額	調整控除額	¥0	所得割額	¥0	均等割額	¥0
年税額		¥0																						
市民税額	調整控除額	¥0																						
	所得割額	¥0																						
	均等割額	¥0																						
県民税額	調整控除額	¥0																						
	所得割額	¥0																						
	均等割額	¥0																						

× × × × × ×	無
	無

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年 00月00日

沖縄市長 ●●● ●●●

市民税所得割 + 県民税所得割 = 0
なら奨学のための給付金対象です。

※市町村によって様式は異なります

新入生の低所得者向けの制度のお知らせです。**支給要件に該当しない方は提出不要です。**

(新入生用) 奨学のための給付金のお知らせ (返還不要です)

所得割額非課税相当世帯や生活保護世帯向けの「奨学のための給付金制度」のお知らせです。
通常は7月申請で一年分を支給しますが、**希望する新入生の保護者等に対しては、前倒して一部給付(4～6月分)を行います**(残りの7月～翌年3月分については7月以後に申請)

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、**次の要件をすべて満たしている方が対象**となります。

(1) 保護者等(親権者全員)の道府県民税及び市町村民税**所得額が非課税(0)の世帯**

(家計急変の場合は非課税相当)または**生活保護受給世帯**

(2) **保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住していること**

○支給予定額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯の状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護(生業扶助受給) ※生業扶助非受給者は↓の額		8,075円	24,225円	32,300円
所得割 非課税	通信制以外の課程に在籍する第1子	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	12,625円	37,875円	50,500円

※ 7～3月分は、7月からの申請・認定後に振り込まれます(再申請が必要)。



○提出書類

- ①高校生等奨学のための**給付金受給申請書**(様式1)
- ②**令和6年度(所得)課税証明書** 又は 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書式2)【**役所等で取得**】
(↑所得割が非課税の世帯が提出↑) (↑生活保護の世帯が提出↑)
- ③**口座振込 債権者登録申出書**(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ④**振込口座の通帳の写し(表面と次面の部分をコピーして提出)**
- ⑤依頼書 該当者のみ提出⇒(申請者以外の口座に振り込む場合は、こちらも提出すること)

※家計急変については、課税証明書等に家計の状況が現れないので、上記に加え⑥～⑧も提出

⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか

死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)

【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等

営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)

【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証(資格確認書)の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書(全項目証明書)

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

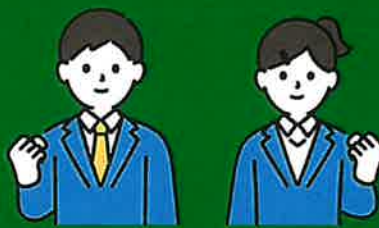
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先 向陽高等学校 事務室 担当者 玉城 TEL: 098-998-9324

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
 - 住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
 - 新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和7年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	5万500円	5万2,100円

非課税世帯の
第1子と第2子の
給付額が同額に
なりました。



※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

認定番号※ 学校が記入	—
就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金	

※本庁記入欄
☐ 生活保護
☐ 第1子
☐ 第2子以降

様式1-1

令和 7 年 4 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学のための給付金受給申請書
(返還不要)

申請日は4月1日以降となります

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の口にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する口にレ点をつけてください。

- ① ☒ 課税証明書・生活保護法の規定による生業扶助受給証明書を提出します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	りゅうぎゅう まつ	申請者住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
申請者氏名	琉球 マツ	(電話番号)	098 - 866 - 2711
高校生等との関係 ※該当する口にレ点を記入	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他 ()		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ でいご	生年月日	昭和 21 年 4 月 20 日
生徒氏名	沖縄 梯梧		
在学する学校	名称	沖縄県立 教育支援高等 学校 全日制 課程	学科
	所在地	沖縄県那覇市寄宮1-2-16	
	在学期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 在学中	学年 1 年

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立 高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		回
学校名	立 高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		回

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	4月1日現在、生活保護を受給しています。	
	☐ 対象となる高校生等本人に係る生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。(2)以下は記載の必要はありません。 ☐ 生活保護を受給していますが、対象となる高校生等本人に係る生業扶助は受給していません。 →(2)以下を記載してください。	
②	☒ 4月1日現在、生活保護を受給していません。→(2)以下を記載してください。	

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※ 4月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□にレ点を記入
					☐ 通信制 ☐ 通信制以外 ☐ 休学中
					☐ 通信制 ☐ 通信制以外 ☐ 休学中
					☐ 通信制 ☐ 通信制以外 ☐ 休学中

(3) 【保護者等の収入の状況について】次の者の課税証明書等を提出します。

（該当する□にレ点を 1つだけ 付けてください。）

①	親権者（両親）2名分
	☐ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	親権者1名分
	☐ 親権者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。 ☒ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合
③	未成年後見人（ ）名分
	☐ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分
	☐ 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合
⑤	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 （※）に該当する場合は扶養誓約書を添付して下さい。
	☐ 主たる生計維持者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。 ☐ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※） ☐ 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合（※） ☐ 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合又は成人後に主たる生計維持者が1人になった場合 ☐ 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※）等
⑥	生徒本人
	☐ 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合 ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(4) 【保護者等について】

課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	高校生等との続柄
氏名	琉球 マツ	母

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

申請者以外の口座へ振り込む場合は、この依頼書を提出

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

依頼書

依頼人（給付金申請者） 琉球 マツ

私が受ける、令和7年度高等学校等奨学のための給付金については、下記への支払いをお願いします。

併せて、別添のとおり 口座振込 債権者登録申出書を提出します。

1. 支払先（氏名） 琉球 海人

2. 生徒との関係 義理の父

3. 支払口座等 別添 口座振込 債権者登録申出書 のとおり